

昭和二十五年十一月二十一日提出
質 問 第 五 号

東京都三多摩地区の消防に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十一日

提出者 並 木 芳 雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

東京都三多摩地区の消防に関する質問主意書

消防組織法が制定されてから自治体消防として現在に至つたが、東京都のうち、三多摩地区の状況は、市町村消防力の強化はもちろん、火災予防並びに警防の万全を期しえない傾向にある。

即ち、各自治体ごとにそれぞれ任意設置された関係上、勢い消防力並びに通信、水利その他諸施設とも個々独立分散し、出火の際必要ポンプ車の早急出場ができず、且つ、火災現場における相互応援指揮連絡の統制を欠く実情である。近来各地に大火災発生の情勢にあるのは、かかる欠陥がその主な原因と思われる。

特に、三多摩地区においては、消防の対象物件も国有並びに都有建物極めて多く、且つ連合軍関係建物及び賠償施設物件等、国家的重要警備対象物が多数ある現下の諸情勢の見地より、これを一市町村機関のみに任すことは不合理であり、更に本年六月三多摩を包含する首都建設法が制定され、首都は單に特別区に限らず、三多摩を包含する以上、消防施設は自治体の本質より、特別区及び三多摩の区別なく、一本に統

一すべきではないかと思うが如何。

右質問する。